

最高裁秘書第4877号

平成29年12月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

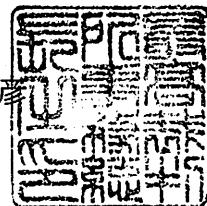
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第65号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年12月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

12月6日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が、朝日新聞社等の報道各社からの依頼に基づき、第24回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、当該申出の対象文書は存在しないとして、11月14日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 当該申出の対象文書としては、第24回最高裁判所裁判官国民審査に付さ

れた各最高裁判所裁判官から受け取った「アンケート回答書」があったが、  
同回答書は、すでに報道機関に送付済みであるため、存在しない。また、最高裁判所において、当該申出に係る文書として「アンケート回答書」の他に作成又は取得したものはない。

イ よって、原判断は相当である。